公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第７６１号
宮城県富谷市一ノ関川又山２番地71
債務者　新城　　薫
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　染谷　昌孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第６２号
宮城県塩竈市佐浦町２番19号　西塩釜レジデンス62号
債務者　近藤　正春
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関野　　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２６０号
秋田市土崎港東３丁目２番２－４号　センチュリーⅡ101号
債務者　本川加奈子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　英憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２４号
山形市あこや町１丁目20番19号
債務者　渡部　　伝
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金山　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０号
山形県長井市五十川2315番地７
債務者　藤原　亜衣
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　賢二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第６６号
山形県酒田市駅東２丁目18番地の14　シェラトン・サウス2204号
債務者　後藤チヅ子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東海林正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成３０年（フ）第１２１号
神戸市灘区神前町４丁目２番１号　市営神前住宅１号棟407、従前の住所神戸市灘区城内通４丁目４番５－201号
債務者　Ｃｈａｎｔｉｌｌｙ輝こと　竹田　保夫
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　頼富　隆光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５５号
岡山市南区豊成３丁目15番15号　アルファウィズ芳泉402
債務者　西崎　　勇
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　立名
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５５号
愛媛県伊予市米湊526番地５
債務者　曾根　照夫
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　正夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１号
福岡県八女市平田183番地１
債務者　脳幹療法１．２ＳＬＥＥＰこと　寶田　竜二
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成３０年（フ）第２４号
京都市山科区勧修寺西金ケ崎101番地３
債務者　山本　賀宣
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦由加子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７５号
岩手県北上市黒沢尻４丁目８番７号シャーメゾンしらゆりＣ棟202号
債務者　長野　好夫
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤あすか
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成３０年（フ）第７号
岩手県北上市村崎野16地割136番地50、旧住所東京都板橋区前野町６丁目54番11号フォンテーヌＢ202
債務者　宮川　龍矢
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安澤裕一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月８日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第３５７３号
大阪府吹田市津雲台２丁目１番Ｃ４－208号
債務者　鈴木　　実
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　温香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９２号
大阪市旭区中宮３丁目13番13号、前住所大阪府門真市北巣本町26番７－３号
債務者　蛭子工務店こと　蛭子　浩二
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　容洙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６１３号
大阪市都島区友渕町１丁目３番11―615号
債務者　松山　俊和
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部